

お知らせ

新たに
「シニア」のカテゴリの
ページができました



これまで、「健康・福祉・国保・年金」、「子ども・子育て」、「暮らし・住まい・環境・安全」、「税・産業・雇用」、「文化・教養・スポーツ」の5つのカテゴリに分けて、本市からのお知らせを掲載してまいりました。

今月から新たに、「おおむね65歳以上の人を対象とした記事」や「シニア向けの内容の記事」を掲載する「シニア」のカテゴリのページを設けます。

シニアの対象を定めることで、記事の検索性を高めることができ、また、できる限り文字の大きさを大きくすることで、読みやすい記事となるよう努めます。

なお、対象が18歳以上のの人など、「他の年代も含む場合」は、記事の内容によって、5つのいずれかのカテゴリに掲載します。ご了承ください。

後期高齢者医療に関するお知らせ

令和6・7年度の後期高齢者医療の保険料率が変わります

保険料率は、高齢化の進展や医療技術の進歩などの影響による1人当たりの医療費の増加などに対応するため、2年に一度見直すこととなっています。

■変更の内容

均等割額	4万3,200円→4万5,600円
所得割率（※1）	8.54%→8.84%
賦課限度額（※2）	66万円→80万円

■保険料の算定方法

均等割額 4万5,600円	+	所得割額 基礎控除後の 総所得金額など ×8.84%	=	保険料 上限80万円 (年額) ※2
------------------	---	-------------------------------------	---	--------------------------

※1 令和6年度において基礎控除後の総所得金額が58万円を超えない人は8.54%となります。

※2 令和5年度末（令和6年3月31日）以前から後期高齢者医療制度の被保険者であった人と、障がい認定による後期高齢者医療制度の被保険者の人は、令和6年度の賦課限度額が73万円となります（令和7年度は80万円）。

■保険料軽減措置の継続

▼所得の低い人に対する均等割額を7割・5割・2割軽減する措置を継続します。5割・2割の軽減措置については、該当となる基準が広がります。

▼被用者保険の被扶養者であった人に対する均等割額を5割軽減する措置を継続します。

☎県後期高齢者医療広域連合 ☎(627) 6805、
保険年金課 ☎(632) 2307

高額介護合算療養費を支給します

▼対象 令和5年7月31日現在で、後期高齢者医療制度に加入しており、令和4年8月1日～令和5年7月31日までに支払った医療費と介護保険の介護サービス費などの合計額が限度額（下の表参照）を超えた世帯。ただし、医療費では食費・差額ベッド代・保険適用外の経費、介護サービス費では食費・滞在費・日常生活費などは対象外。

▼申込方法 4月中旬ごろ、支給申請書を送付しますので、必要事項を書き、同封の返信用封筒で返送してください。

☎保険年金課 ☎(632) 2307

所得区分	所得要件	限度額
現役並み 所得者	Ⅲ 住民税課税所得690万円以上	212万円
	Ⅱ 住民税課税所得380万円以上690万円未満	141万円
	Ⅰ 住民税課税所得145万円以上380万円未満	67万円
一般	Ⅱ 住民税課税所得28万円以上145万円未満	56万円
	Ⅰ 「現役並み所得者」「一般Ⅱ」および「低所得者」以外	
低所得者	Ⅱ 世帯全員が住民税非課税（低所得者Ⅰ以外）	31万円
	Ⅰ 世帯全員が住民税非課税であり、必要経費を差し引いた後の所得が0円（年金所得は80万円控除した額、給与所得のある人は所得税法により算出した給与所得から10万円控除した額）	19万円

シニア対象の教室・講座・催し

シニア

タイトル・ID・内容	日時・会場	対象・定員	申込など
老人福祉センターことぶき会館で肩こり・腰痛体操講座 ID 1004290 椅子に座って行う、肩こり・腰痛体操	▼5月23日、6月27日、7月25日、8月22日、9月26日。午前10時～11時。全5回 ▼老人福祉センターことぶき会館(屋板町)	▼市内在住の60歳以上の人 ▼抽選17人	▼4月15日(必着)までに、各老人福祉センターに置いてある申込用紙またははがきに、  を書き、直接または送付・ファクスで、〒321-0112屋板町558、老人福祉センターことぶき会館  ・  (656) 8792へ
ライフプラン支援講座「ライフプランの必要性・豊かなシニアライフを送るために」他 キャリアコンサルタントによる講座と個別相談	▼4月10・24日(水)、午前10時～正午 ▼市総合福祉センター(中央1丁目)	▼市内在住か通勤するおおむね50歳以上の人 ▼先着10人	▼直接または電話、ファクス・Eメール ( ・年齢を明記) で、みやシニア活動センター  (632)2368、  (639) 8575、  miyasenior@city.utsunomiya.tochigi.jpへ
県シニアサポーターによる「ふれあい村」おしゃべり、ゲーム、脳トレ、情報交換など でストレス解消	▼4月9・17・25日、午前10時～正午 ▼市総合福祉センター他	▼市内在住か通勤するおおむね50歳以上の人	▼当日、直接、会場へ  県シニアサポーター  090 (9000) 2456、高齢福祉課  (632) 2368



にっこり安心プランを策定しました



ID 1015786

 にっこり安心プラン＝高齢福祉課  (632) 2904、介護保険料＝高齢福祉課  (632) 2907

本市では、高齢者の皆さんが住み慣れた地域で、健康で生きがいを持ち、安心して自立した生活を送ることができるよう、健康づくりや介護予防の推進、地域での支え合い体制づくり、介護サービスの基盤整備などに関する各種施策・事業などを盛り込んだ「にっこり安心プラン(第10次宇都宮市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画、地域包括ケア計画)」を策定しました。計画期間は令和6～8年度です。

計画の内容は、市をご覧ください。直接、高齢福祉課(市役所2階)、行政情報センター(市役所1階)、各・へ。

▼介護保険料が変わります

65歳以上の人(第1号被保険者)の介護保険料は、にっこり安心プランの策定に併せ、3年置きに見直します。

令和6～8年度の介護保険料が下の表の通り決定しました。

区分	対象	基準額に対する割合	保険料年額	
第1段階	・生活保護を受けている人 ・市民税非課税世帯かつ老齢福祉年金受給者 ・市民税非課税世帯かつ本人の公的年金等収入額および合計所得金額の合計額が80万円以下の人	基準額×0.285	1万9,600円	
第2段階	本人が市民税非課税 同一世帯にいる人全員が市民税非課税	本人の公的年金等収入額および合計所得金額の合計額が80万円を超え120万円以下の人	基準額×0.485	3万3,300円
第3段階		上記以外の人	基準額×0.685	4万7,100円
第4段階	本人が市民税課税 同一世帯に市民税課税者がいる人	本人の公的年金等収入額および合計所得金額の合計額が80万円以下の人	基準額×0.9	6万1,900円
第5段階		上記以外の人	基準額	6万8,800円(月5,735円)
第6段階	本人が市民税課税 本人の合計所得金額が120万円未満の人 本人の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人 本人の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人 本人の合計所得金額が320万円以上500万円未満の人 本人の合計所得金額が500万円以上620万円未満の人 本人の合計所得金額が620万円以上720万円未満の人 本人の合計所得金額が720万円以上1,000万円未満の人 本人の合計所得金額が1,000万円以上の人	基準額×1.2	8万2,500円	
第7段階		基準額×1.3	8万9,400円	
第8段階		基準額×1.5	10万3,200円	
第9段階		基準額×1.7	11万6,900円	
第10段階		基準額×1.9	13万700円	
第11段階		基準額×2.1	14万4,400円	
第12段階		基準額×2.3	15万8,200円	
第13段階	基準額×2.4	16万5,100円		